８山日漁調指示第１号

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定により、次のとおり指示する。

令和８年９月 10 日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会　長　　中島　均

１　指示の内容

全長３０センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

２　適用海域

山口県日本海海区

３　指示の有効期間

令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日まで